

福祉保健課

「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。巡回交付日程以外の日でも役場福祉保健課で申請していただければ交付します。六郷出張所・仙南出張所でも申請できますが、後日、ご自宅へ券を送付することになるため、お手元へ届くまで時間がかかります。

ご注意ください

- 下記巡回交付日はそれぞれ指定された会場でしか交付できませんので、ご注意ください。
- 千畑地区は美郷町役場3階大会議室で交付します。階段を上ることが困難な方は、エレベーターをご利用ください。

■巡回交付日程 交付日は大変混み合うことが予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

会場	巡回交付日	時間	持ち物
美郷町南ふれあい館 学習室	4月10日(休)	午前9時30分～午後3時	印鑑 ※印鑑をお忘れの場合は交付できません。 ※代理申請(同居家族を含む)の場合は、次の①～②が必要です。 ①申請者本人が署名押印した申請書 ②申請者本人の健康保険証 ※事前に申請書が必要な方は、役場福祉保健課および六郷出張所、仙南出張所で交付しています。代理申請の場合は、券の即日交付ができない場合がありますので、ご注意ください。
	4月11日(金)	午前9時30分～正午	
美郷町役場3階 大会議室	4月14日(月)	午前9時30分～午後3時	
	4月15日(火)	午前9時30分～正午	
美郷町学友館	4月16日(水)	午前9時30分～午後3時	
	4月17日(木)	午前9時30分～正午	

■交付の内容

券の種類	内容	対象者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。町内温泉施設3カ所で利用できます。	町内に住所を有する満65歳以上の方
はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	

※昭和24年4月から昭和25年3月に生まれた方は、65歳に到達する誕生月の初日から申請できます。  
例) 昭和24年8月16日生まれの方 → 平成26年8月1日から申請・利用可能

■平成25年度中に発行した券は平成26年4月以降は使用できません

青色の温泉施設利用券	使用できません
オレンジ色のはり・きゅう・マッサージ施術券	使用できません

問い合わせ ● 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907(内線1506)

介護用品を給付します

在宅介護者の負担軽減のため、介護用品を給付します。支給を希望される方は、介護保険被保険者証(または障害者手帳の写し)と印鑑をお持ちのうえ、下記へ申請してください。

- 対象者 ● 次の①または②に該当する方を介護している方(一人暮らしの場合は本人)
- ①要介護認定で要介護度4または5と認定された方
  - ②特別障害者手当受給者または障害児福祉手当受給者

給付内容 ● 紙おむつ、尿取りパット

給付時期 ● 4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回

【申し込み・問い合わせ】  
町福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907(内線1506)  
みさと福祉センター(美郷町社会福祉協議会)  
☎0187(85)2294

軽度生活援助事業のお知らせ

日常生活上の軽度な援助が必要な方を対象に、軽度生活援助事業を行っています。利用を希望される方は印鑑をお持ちのうえ、下記へ申請してください。

対象者 ● おおむね65歳以上の単身世帯・高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや疾病等により軽度の生活援助が必要な方(町民税非課税世帯に限ります。)

事業内容 ● シルバー人材センターを利用して玄関先の除雪や家の周りの手入れなどを行う場合、利用額の9割を補助します。年間40時間が上限となります。

【申し込み・問い合わせ】  
町福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907(内線1506)  
美郷町シルバー人材センター(中央行政センター内)  
☎0187(84)0307

福祉保健課

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方へ  
平成26年度から自己負担割合が変わります

70歳から74歳の方が医療機関にかかるときの自己負担割合が、平成26年4月から変更になります。

■70歳から74歳の方の自己負担割合

区 分		負担割合
現役並み 所得者以外	昭和19年4月1日以前生まれの方	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの方	2割
現役並み所得者		3割

※昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から自己負担割合が2割となります。

【70歳になると高齢受給者証が交付されます】

70歳から74歳の方には、自己負担割合が記載された高齢受給者証が交付されます。高齢受給者証は、医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書です。医療機関にかかるときは、国保の被保険者証と一緒に高齢受給者証を必ず提示してください。  
※平成26年4月2日以降に70歳になる方には、誕生月の月末（1日が誕生日の方は前月末）にご本人宛てに郵送されます。



問い合わせ ● 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

民生児童委員が代わりました

一丈木地区の民生児童委員として、伊藤勉さんが新たに委嘱されました。

民生児童委員は「地域の最も身近な相談役」として、生活上の悩みや心配事の相談に応じています。相談の内容や個人の秘密は守られますので、お気軽に声をお掛けください。

担当区域	氏 名	電話番号
一丈木	伊藤 勉	0187(85)3021

問い合わせ ●  
町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

教育総務課

平成26年度美郷町奨学生を募集します

経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

対 象 者

保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難な方  
※他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は、町の奨学金を受けることができません。

貸 与 額

大学・短大・2年以上の専門学校：月額4万円  
高等学校：月額1万5千円

償 還 方 法

卒業の月の1年後から10年以内（無利子）  
※返還は原則として年賦または半年賦となります

受付期間 ● 4月1日(火)～5月15日(木)

提出書類 ●

- ①奨学生願書  
(教育総務課窓口で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。)
- ②平成25年の世帯全員の所得がわかるもの  
町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し  
(所得証明書ではありません。)
- ③本人および保証人の住民票
- ④入学先の在学証明書
- ⑤高校生は出身中学校の成績証明書、  
大学・短大・専門学校生は出身高校の調査書

提 出 先 ● 町教育委員会教育総務課（役場庁舎2階）

貸与決定 ● 6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

問い合わせ ● 町教育委員会 教育総務課 教育総務班 ☎0187(84)4914